

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【公開番号】特開2014-7591(P2014-7591A)

【公開日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-002

【出願番号】特願2012-142247(P2012-142247)

【国際特許分類】

H 04 N 1/04 (2006.01)

H 04 N 1/10 (2006.01)

H 04 N 1/107 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/12 Z

H 04 N 1/10

H 04 N 1/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月24日(2015.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿を載置可能な載置領域と、

前記原稿の画像を読み取る読み取部と、

前記載置領域を覆うように前記載置領域上に重ねられる閉位置と前記載置領域を開放する開位置との間を変位可能であって且つ前記閉位置にあるときに前記原稿を前記載置領域上で重なる位置にある給紙トレイから前記載置領域から外れた一部領域上を経由させて搬送する原稿搬送装置とを備える画像読み取装置において、

前記原稿搬送装置は、前記給紙トレイに載置された前記原稿が表裏を反転させて搬送される反転経路を有し、

前記読み取部は、前記載置領域と対応する第1読み取領域と、前記一部領域と対応する第2読み取領域と、前記原稿搬送装置の前記反転経路の下方に設定された待機位置との間を移動する

画像読み取装置。

【請求項2】

前記第1読み取領域および前記第2読み取領域は連続する空間である

請求項1に記載の画像読み取装置。

【請求項3】

前記載置領域および前記一部領域は1つの透明板の一面側に形成され、

前記第1読み取領域および前記第2読み取領域は1つの前記透明板の他面側に形成されている

請求項1または2に記載の画像読み取装置。

【請求項4】

前記一部領域は、前記原稿搬送装置で搬送される前記原稿の搬送方向と交差する方向の幅が、前記載置領域の前記原稿の搬送方向と交差する方向の幅よりも広く設定されている

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の画像読取装置。

【請求項 5】

前記載置領域および前記一部領域が一面側に形成された透明板の縁部分に対して固定され、少なくとも前記一部領域とは反対側の端部に隣り合う二辺が直角をなす角部を有する固定部材をさらに有し、前記原稿は前記固定部材の前記角部を挟んで隣り合う二辺に接触するように配置される

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の画像読取装置。

【請求項 6】

前記待機位置と対応する位置には白基準板が配置され、前記読取部は、前記待機位置に位置した際に、前記白基準板を検出する

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の画像読取装置。

【請求項 7】

媒体に対して記録を行う記録部と、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の画像読取装置とを備える記録装置。